

# 「池田市国民保護計画」の概要

## 第1編 総論

「池田市国民保護計画」は、市域の住民はもとより、通勤、通学、旅行などで市域に滞在する者や、市域に避難してきた者も保護の対象とする。また、それらの者について国籍を問わず保護の対象とする。

「池田市国民保護計画」は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するための基本的な枠組みを定めるものであり、具体的な実施手順などについては、別途、「各種マニュアル」を作成する。

基本方針として、基本的人権の尊重、権利利益の迅速な救済、情報の提供などのほか、地域防災計画等に基づく取組みの蓄積を活用する。

「池田市国民保護計画」においては、国民保護基本指針において想定されている武力攻撃事態4類型、緊急処理事態4事態例すべてを対象とするが、海外では大都市において大規模テロが多く発生していること、大阪府域はヒト・モノ・情報が集まる大都市圏の要所であることを踏まえ、「池田市国民保護計画」の策定にあたっては「大阪府国民保護計画」と同様に、特に、ゲリラ・特殊部隊による攻撃や緊急処理事態に留意する。

## 第2編 武力攻撃事態等への対処

池田市の実施体制については、事案の発生後、直ちに事態等の認定がある場合は、池田市国民保護対策本部を設置する。また、原因不明の事案が発生した場合には、迅速かつ的確に初動対処できるよう、事案に応じて、池田市災害対策本部又は池田市危機管理対策本部を設置する。

警報の伝達については、災害時要援護者への配慮を踏まえ、休日・夜間も含め、24時間365日、迅速に警報を伝達する体制を確立する。

警報伝達手段として、防災行政無線、広報車、市ホームページ等、市が保有するあらゆる伝達手段を確保する。

災害時要援護者への伝達については、あらかじめ対象者や対象施設のリストを作成するなどして、在宅者へは社会福祉協議会等の、施設入所者へは施設管理者の協力を得て、伝達するものとする。また、日本語の理解が十分でない外国人へは、外国語の基本文例を活用するなどして伝達するものとする。

避難については、事態想定を念頭におき、避難先までの距離、避難までの時間的余裕を踏まえ、類型化している。

時間的余裕がなく、近くへ避難する場合《大阪で特に想定される事態》

(例)ゲリラ・特殊部隊による攻撃、緊急処理事態、弾道ミサイル攻撃(通常弾頭)、航空攻撃(通常弾頭)

直ちに屋内施設へ一時退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難を指示する。

時間的余裕がなく、近くへ避難後、遠くへ避難する場合

(例)弾道ミサイル攻撃(核弾頭)、航空攻撃(核弾頭)

直ちに屋内施設へ避難し、一定時間経過後、風上方向への広域避難を指示する。

時間的余裕があり、遠くへ避難する場合

(例)着上陸侵攻

攻撃が予想される地域から先行して、計画的に広域避難を指示する。

救援については、あらかじめ府と調整した役割分担に沿って、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、実施すべき措置を関係機関の協力を得て救援を行う。

武力攻撃災害を防除及び軽減するため、武力攻撃災害への対処に関する必要な措置を講ずる。

### 第3編 平素からの備え

国民保護措置を的確かつ迅速に実施できる体制を確立する。

府、近隣市町村、関係機関等との連携体制を整備する。

府や報道機関などと連携して、国民保護に関する情報を迅速かつ確実に提供できるよう、広報・啓発体制を整備する。

### 第4編 復旧等

施設の応急復旧や武力攻撃災害の復旧に努めるとともに、保護措置に要した費用の支弁等や国民の権利利益の救済に係る手続を処理する。